

資本関係又は人的関係がある会社の同一入札への参加制限について新旧対照表

改正後	改正前
<p>○資本関係又は人的関係がある会社の同一入札への参加制限について 平成20年12月1日市長決裁 改正 略 令和2年1月9日決裁</p> <p>資本関係又は人的関係がある会社の同一入札への参加制限について</p> <p>入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札（随意契約による見積合せを含む。）への参加については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>1 略</p> <p>2 基準 (1) 略</p> <p>(2) 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>(イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p>	<p>○資本関係又は人的関係がある会社の同一入札への参加制限について 平成20年12月1日市長決裁 改正 略</p> <p>資本関係又は人的関係がある会社の同一入札への参加制限について</p> <p>盛岡市市営建設工事請負契約及び盛岡市建設関連業務委託契約に関し、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札（随意契約による見積合せを含む。）への参加については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>1 略</p> <p>2 基準 (1) 略</p> <p>(2) 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>ア 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p>

改正後	改正前
<p>c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合に より業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>(イ)から(オ) 略 (3) 略 3から4まで 略 5 基準該当の確認等 盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格審査申請書、盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格審査申請書又は物品の買入れ等競争入札参加資格審査申請書の提出時に、「資本関係・人的関係に関する届出書」の提出を求める。届出書の提出後に資本関係や人的関係に変更が生じた場合は、変更の事実が発生した日から2週間以内に「資本関係・人的関係に関する変更届出書」を提出しなければならない。</p> <p>なお、外部からの情報による場合等疑義が生じた場合は、対象業者から適切な資料の提出を求め事実確認を行うものとし、届出書類への虚偽記載や重要な事実の記載を怠った場合には、入札参加資格の認定を行わないものとし、資格の取消し又は指名停止等の措置を行うことがある。</p> <p>6から7まで 略 附 則 略 附 則（令和2年1月9日決裁） この取扱いは、令和2年6月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。ただし、5に規定する基準該当の確認等に係る改正部分については、令和2年1月31日から適用する。</p>	<p>(イ)から(オ) 略 (3) 略 3から4まで 略 5 基準該当の確認等 盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格審査申請書又は盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格審査申請書の提出時に、「資本関係・人的関係に関する届出書」の提出を求める。届出書の提出後に資本関係や人的関係に変更が生じた場合は、変更の事実が発生した日から2週間以内に「資本関係・人的関係に関する変更届出書」を提出しなければならない。盛岡市物品の買入れ等の契約においては、公告等に明示した入札参加申込（資格確認申請を含む。）時に提出を求める。</p> <p>なお、外部からの情報による場合等疑義が生じた場合は、対象業者から適切な資料の提出を求め事実確認を行うものとし、届出書類への虚偽記載や重要な事実の記載を怠った場合には、入札参加資格の認定を行わないものとし、資格の取消し又は指名停止等の措置を行うことがある。</p> <p>6から7まで 略 附 則 略</p>